

資料編

- 1 災害時保健活動に関連する法律等
災害対策基本法
災害救助法
福祉避難所
応急仮設住宅
- 2 災害医療
災害拠点病院
DMAT
JMAT
DPATなど支援団体
- 3 災害時に活用する各種帳票一覧
- 4 パンフレット等（別冊）

1 災害時保健活動に関連する法律等

■ 災害に関する法律

災害救助法 1947年	医療, 救出, 避難施設, 仮設住居, 給水, 給食, 救援物資, 救援費用の国や地方の分担を規定
災害対策基本法 1961年	災害時の国や地方自治体, 住民の責任, 災害対策本部の権限, 災害対策の基本法
激甚災害財政支援法 1962年	被害額が高額である場合, 激甚災害に指定し個別事業ごとに支援内容を決定
大規模地震対策特別措置法 1978年	災害から国民の生命, 財産の保護のため地震対策強化地指定, 観測体制, 地震防災体制強化, 防災応急対策を規定
被災者生活再建支援法 1997年	自力生活の再建困難者に対して, 生活再建に向け家財購入, 住宅移転費用, 自治体の財政負担を国が支援

■ 災害対策基本法（昭和36年）

第1条（目的）

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第5条（市町村の責務）

市町村は基礎的な地方自治体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体および財産を災害から保護するために、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

第8条 2項

国および地方自治体は、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

14号 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項

第30条 2項

都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のために必要はあるときは、政令で定めるところにより内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは独立行政法人法第91条第1項による職員の派遣につい

てあつせんを求めることができる。

■ 災害救助法（昭和 22 年）

第 1 条（目的）：

この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に必要な補助を行い被災者の保護と社会の秩序を図ることを目的とする。

第 2 条（救助の対象）、第 30 条（市町村長が行う事務）

災害救助法による応急救助対策は「被災者の救難、救助その他保護に関する事項」について実施され、具体的には都道府県知事が実施し、市町村長がこれを補助する。

第 31 条の 2（日本赤十字社の救護への協力義務）

日本赤十字社はその使命にかんがみ、救助の協力しなければならない

【災害救助法に規定されている救助の種類】

- 1 避難所、応急仮設住宅の設置
- 2 炊きだしや食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具及びその他の生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 住居または周辺の障害物の除去

■ 福祉避難所

【福祉避難所確保・運営ガイドライン（内閣府：平成 28 年 4 月）】

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf

要援護者のために特別な配慮がなされた避難所を指す。災害救助法が適応された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、概ね 10 人の要援護者に 1 人の生活相談職員（生活支援・こころのケア・相談等を行う専門知識を有する者）等の配置、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

○対象

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から、介護保険施設や病院等への入所、入院に至らない程度の人々で、避難所生活に特別な配慮を必要とする者

○指定

福祉避難所となる施設はあらかじめ都道府県、市町村の指定を受ける。

民間の福祉施設等の場合は、指定に際して市町村と管理者との間で十分調整し、指定に関する協定書を締結する。

○開設

災害が発生または発生のおそれのある場合で都道府県または市町村が開設または、福祉避難所の管理者に開設を要請する。

開設期間は原則として災害発生の日から最大7日以内である。やむを得ず7日間の期間内での避難所閉鎖が困難な場合は、必要最小限の期間の延長を厚生労働省と協議する。

■ 応急仮設住宅

災害救助法に基づき、災害により住宅が滅失した被災者のうち、自己努力では住宅の確保ができない住民について、一時的な住居の安定を図ることを目的として建設（民間住宅は借り上げを含む）される。

○建設

原則として、災害が発生した日から20日以内に着工し、2ヶ月以内に供与される。

○入居期間

原則として完成した日から2年間とされている。

2 災害医療

■ 災害拠点病院

「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」で、次のような機能を備えた病院

- ① 24 時間いつでも災害に対応でき、被災地内の傷病者の受け入れ・搬出が可能な体制を持つ
- ② 実際に重症傷病者を受入れ、ヘリコプターなどを使用した搬送を行うことができる
- ③ 消防機関（緊急消防援助隊等）と連携した医療救護班の派遣体制がある
- ④ 災害時に、ヘリコプターに同乗する医師を派遣することに加え、これらをサポートする、十分な医療設備や医療体制、情報収集システムと、ヘリポート、緊急車両、自己完結型で医療チームを派遣できる資器材を備えている

【茨城県災害拠点病院】

NO	区分	保健医療圏	医療機関名
①	基幹	全県	水戸赤十字病院
②	基幹		水戸医療センター
③	地域	水戸	茨城県立中央病院
④	地域		水戸済生会総合病院
⑤	地域	日立	(株)日立製作所日立総合病院
⑥	地域	ひたちなか・常陸太田	(株)日立製作所ひたちなか総合病院
⑦	地域	鹿行	土浦協同病院 なめがた地域医療センター
⑧	地域		鹿島労災病院
⑨	地域	土浦	総合病院土浦協同病院
⑩	地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
⑪	地域		筑波大学附属病院
⑫	地域	取手・竜ヶ崎	JAとりで総合医療センター
⑬	地域	筑西・下妻	県西総合病院
⑭	地域	古河・坂東	古河赤十字病院
⑮	地域		茨城西南医療センター

■ DMAT（災害派遣医療チーム）

DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、災害 急性期（発災から 48 時間以内）における被災地の医療ニーズに迅速に対応するために専門のトレーニングを受けた医療チームであり、医師、看護師、業務調整員で構成されている。災害時には、指定医療機関に所属する DMAT が県からの要請によって出動し、関係機関と連携しながら活動を行う。

出動したDMATは、参集拠点に指定された災害拠点病院やDMAT指定医療機関に集結する。災害発生時のDMATは、県庁に設置されるDMAT調整本部を中心とした指揮命令系統の中で運用され、災害拠点病院等に設置された活動拠点本部が現場へ出動するDMATを指揮する。

【DMATの任務】

- ・被災地域内での医療情報収集と伝達
- ・被災地域内でのトリアージ、応急治療、搬送
- ・被災した医療機関への支援
- ・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）における医療活動
- ・広域医療搬送（航空機による、被災地外への傷病者の搬送）における航空機での機内活動
- ・災害現場でのメディカルコントロール

【茨城県内のDMAT指定医療機関】

※DMAT人員基本構成 医師1名 看護師2名 調整員1名

施設名	所在地
水戸赤十字病院	水戸市
水戸協同病院	
水戸済生会総合病院	
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町
(株)日立製作所日立総合病院	日立市
(株)日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市
茨城県立中央病院	笠間市
筑波メディカルセンター病院	つくば市
筑波大学附属病院	
総合病院土浦協同病院	土浦市
土浦協同病院 なめがた地域医療センター	行方市
J Aとりで総合医療センター	取手市
取手北相馬保健医療センター医師会病院	
茨城西南医療センター病院	猿島郡境町
古河赤十字病院	古河市
県西総合病院	桜川市

■ JMAT（医師会の災害医療チーム）

JMAT（Japan Medical Association Team）は医療、看護職員、事務職等で構成される。活動内容は主に災害急性期の医療、被災地医師会等との協力、活動支援（災害前まらの医療の継続）である。被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が郡市医師会や医療機関などを単位として編成する。

■ 日本赤十字社の災害救護活動

災害時において被災者に対する一刻も早い応急救護が必要とされる場合に、日本赤十字社は、救護班を派遣し、救護活動を行う。これは、迅速な応急的災害医療により、一人でも多くの人命を救助するとともに、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割を果たすものである。

医療救護については、災害救助法に基づく「災害救助に関する厚生労働省と日本赤十字社との協定」により、「医療、助産及び死体の処理」が各都道府県から日本赤十字社に委託されることになるが、知事からの要請が無くても、日本赤十字社独自の判断で救護班を派遣して救護活動を行うこともある。

救護班は、原則として医師を班長とし、看護師、主事の6人1班を編制し、医薬品や医療資器材のみならず食料、衣類、寝具等も持参し、自己完結型の医療救護活動を展開する。

■ DPAT（災害派遣精神医療チーム）

DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）は精神科医療専門に災害支援を行う。医師の他、看護師、精神保健福祉士等がチームを組んで災害時の精神保健医療ニーズの把握及び専門性の高い精神科医療の提供と住民の心のケアにあたる。

（1）DPATが行うべき業務

- ① 震災によって障害された既存の精神医療システムの機能を支援する。（地域の精神科医療への支援）
- ② 精神障害を抱える住民への支援の他、震災のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民について対応する。
- ③ 地域の医療従事者、被災者ケアを行っている職員（救急隊員、行政職員、保健師等）の精神的ケアを行う。

（2）DPATの構成

① 以下の職種による数名のチーム

- ・精神科医師、看護師・保健師、精神保健福祉士、業務調整員（ロジスティックス）

業務調整員（ロジスティックス）とは：連絡調整、運転等、医療活動を行うための後方支援全般を行う者

② 支援日数

- ・各チームの活動期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

（3）派遣の流れ

① 派遣要請：被災都道府県行政窓口（県庁：障害福祉課）

※障害福祉課からDPAT事務局へ連絡。DMHISS入力操作。

- ② 被災地行政とのマッチング（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
 - ③ 派遣通知（厚生労働省→他都道府県DPATに派遣要請，障害福祉課→茨城DPAT登録機関に派遣要請）
 - ④ 派遣前連絡調整（茨城DPAT登録機関→障害福祉課）
 - ⑤ 現地への派遣（被災地：避難所，精神科医療機関等）
- ※ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領，DPAT活動マニュアル
www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122530.htm

■ 災害支援ナース

被災した看護職の心身の負担を軽減し，支えるよう努めるとともに，被災者が健康レベルを維持できるように被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う。都道府県看護協会に登録されている。被災地の都道府県看護協会の要領に基づく日本看護協会からの依頼により，全国の都道府県看護協会が災害支援ナースを派遣する。

■ JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）

JRATは，平時から参加団体相互が連携し，各地域において地域住民と共に災害に立ち向かえるように災害リハビリテーション支援チームを発足させ，大規模災害発生時には災害弱者，新たな障害者，あるいは被災高齢者などの生活不活発病への予防に対する適切な対応を可能とすることで国民が災害を乗り越え，自立生活を再建，復興を目指していけるように，安心，安全且つ，良質なリハビリテーション支援を受けられる制度や体制の確立を図る。

※ 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会会則

<http://www.jrat.jp/images/kaisoku.pdf>

■ JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）

JDA-DAT（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）は、国内外で大規模な自然災害（地震、台風など）が発生した場合、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行う。

※ 日本栄養士会災害支援チーム活動内容

<http://www.dietitian.or.jp/about/concept/jdadat/>

■ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）の枠組を全国衛生部長会の検討委員会で検討中。